

第 4466 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 4月17日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 相続時精算課税制度

Q：相続時精算課税制度ってどんな制度なのですか？

A：次のような制度です。

【解説】

贈与税には、「暦年課税の贈与（一般の贈与）」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合には、相続時精算課税を選択することができます。この制度は、贈与時に一定の贈与税を納め、その贈与者の相続時にその贈与財産を相続財産に含めて相続税額を計算し、そこから既に納めたこの贈与税額を控除するという仕組みになっています。概略は、次のとおりです。

①適用対象者

贈与者は65歳以上の親、受贈者は贈与者の推定相続人である20歳以上の子（子が亡くなっているときには20歳以上の孫もOK）です（年齢は贈与の年の1月1日で判定）。

②適用対象財産等

贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません。

③特徴

- ・2500万円までは贈与税が非課税（特別控除）
- ・贈与は何回でも、また数年にわたっても可
- ・特別控除を超える部分には一律20%の贈与税

④注意点

この制度を一度選択すると、制度を適用した贈与者からの贈与には、一生この制度を適用し続けなければなりません。途中で一般の贈与に戻すことはできませんので、選択に際しては十分注意してください。

